

国民の健康づくりに向けたPHRの推進に関する検討会 について

令和元年10月10日
健康局健康課

国民の健康づくりに向けたPHRの推進に関する検討会

目 的

- 急激な少子高齢化、人口減少が進む我が国にあって、更なる健康寿命の延伸に向けた取組を進めることが重要である。そのための仕組みの一つとして、世界的には、**個人の健康診断結果や服薬歴等の健康等情報を電子記録として本人や家族が正確に把握するための仕組みであるpersonal health record(PHR)**の考え方が広がっている。
- 我が国では、2020年度から特定健診、乳幼児健診等、2021年度から薬剤情報について、マイナポータルにより提供することとされており、これらを通じて予防、健康づくりの推進等が期待されている。
- また、「経済財政と運営の基本方針2019～「令和」新時代：「Society 5.0」への挑戦～」(令和元年6月21日閣議決定)においては、「生まれてから学校、職場など生涯にわたる健診・検診情報の予防等への分析・活用を進めるため、マイナポータルを活用するPHRとの関係も含めて対応を整理し、**健診・検診情報を2022年度を目途に標準化された形でデジタル化し蓄積する方策をも含め、2020年夏までに工程化する**」こととされており、今後は他の健康・医療等情報等も含めたPHRの活用も期待される。
- 既に進んでいる事業の状況も踏まえつつ、**我が国のPHRについての目的や方向性を明確にした上で、自身の健康に関する情報について電子データ等の形での円滑な提供や適切な管理、効果的な利活用が可能となる環境を整備していくため、関係省庁や省内関係部局との連携の下、「国民の健康づくりに向けたPHRの推進に関する検討会」を開催し、必要な検討を行う。**

構 成 員

◎座長 (五十音順、敬称略)

- 岡村 智教 慶應義塾大学衛生学公衆衛生学教室教授
- 中山 健夫 京都大学大学院医学研究科社会健康医学系専攻健康情報学分野教授
- ◎永井 良三 自治医科大学学長
- 長島 公之 公益社団法人日本医師会常任理事
- 樋口 範雄 武蔵野大学法学部法律学科特任教授
- 松田 晋哉 産業医科大学医学部公衆衛生学産業保健データサイエンスセンター教授
- 宮田 裕章 慶應義塾大学医学部医療政策・管理学教室教授
- 山口 育子 認定NPO法人ささえあい医療人権センターCOMI理事長
- 山本 隆一 一般社団法人医療情報システム開発センター理事長

関係省庁

- 厚生労働省 健康局 健康果(事務局)、がん・疾病対策課
医政局 総務果医療情報化推進室、研究開発振興果、歯科保健果
医薬・生活衛生局 総務果
労働基準局 安全衛生部労働衛生課
子ども家庭局 母子保健果
保険局 医療介護連携政策課保険データ企画室、
医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室
政策統括官付情報化担当参事官室
- 内閣官房 情報通信技術(IT)総合戦略室
- 内閣官房 健康医療戦略室
- 内閣府 大臣官房 番号制度担当室
- 総務省 情報流通行政局情報流通振興果 情報流通高度化推進室
- 文部科学省 初等中等教育局 健康教育・食育課
- 経済産業省 商務・サービスグループヘルスケア産業課

経済財政運営と改革の基本方針2019～「令和」新時代：「Society 5.0」への挑戦～（令和元年6月21日閣議決定）

生まれてから学校、職場など生涯にわたる健診・検診情報の予防等への分析・活用を進めるため、マイナポータルを活用するPHRとの関係も含めて対応を整理し、**健診・検診情報を2022年度を目処に標準化された形でデジタル化し蓄積する方策も含め、2020年夏までに工程化**する。

成長戦略フォローアップ（令和元年6月21日閣議決定）

- i) 技術革新等を活用した効果的・効率的な医療・福祉サービスの確保
- ① 健康・医療・介護サービス提供の基盤となるデータ利活用の推進
 - Ⅰ) PHRの推進
 - ・個人の健康状態や服薬履歴等を本人や家族が把握、日常生活改善や健康増進につなげるための仕組みであるPHR（Personal Health Record）を推進する。マイナポータルを通じた個人へのデータ提供について、来年度から特定健診データの提供を開始するとともに、令和3年10月請求分から、薬剤情報のデータの提供を開始することを目指す。
 - ・乳幼児期・学童期の健診・予防接種などの健康情報を一元的に活用し、必要に応じて受診につなげたり、医療の現場での正確なコミュニケーションに役立てたりできる仕組みの構築に向け、検討を進める。乳幼児健診については、来年度からマイナポータルを通じたデータ提供を開始するため、自治体の健診データの電子化・標準化への支援を行う。また、学校健診についても、健診データの電子化を促進するとともに、政府全体のPHR推進に係る議論と連携して今後の必要な工程を検討し、来年夏までに結論を得る。
 - ・**PHRの更なる推進のため、健診・検診に係るデータの電子化などの事項について、有識者による検討会で議論を進め、来年夏までに一定の結論を得る。**
 - ・**PHRサービスモデル等の実証の成果を踏まえ、API公開や民間事業者に必要なルールの在り方等を検討し、同サービスの普及展開を図る。**

規制改革実施計画（令和元年6月21日閣議決定）

- (2)医療等分野におけるデータ利活用の促進
 - 1. 個々人が自らの健診情報を利活用するための環境整備(令和元年検討開始、令和2年度上期結論・措置)
 - a **健診情報について、データ利活用の必要性や活用方針を明確にし、公表する。**
 - b 民間サービス事業者を含む、契約当事者となり得る関係者の意見を参考に、データ利活用の目的や契約の類型に応じて、契約の課題や論点を提示しつつ、データ提供や利活用に関する契約条項例や条項作成時の考慮要素等をガイドライン等の形で示す。
 - 2. データ利活用のための「標準規格」の確立(令和元年検討開始、令和2年度上期結論・措置)
 - b 現在、データヘルス改革の工程表として、全国の医療機関や薬局間において患者の医療情報を結ぶ「保健医療記録共有サービス」や国民に対する健診・薬剤情報提供を目的とした「マイナポータルを活用したPHRサービス」が予定されている。これらのサービス開始に向け、現行の課題を踏まえて、民間サービス事業者を含む関係者の意見や海外の先進的な事例も参考に最低限必要となる標準規格を検討し、ガイドライン等の形で公表する。
 - 3. データを活用した最適な医療サービス提供のための包括的な環境整備(令和元年検討開始、令和2年度上期結論・措置)
 - 医療分野におけるデータ利活用の促進、及び、必要に応じて、今後の個人情報保護法制の議論に適切につなげるよう、「救命医療における患者情報の医療機関共有」「セカンドオピニオンの取得」「自らの健診情報の取得と管理」など国民のニーズが高いと思われる具体的なケースについて、海外や他産業の事例も調査し、費用対効果に留意しつつ、**「個々人が自らの健診情報を利活用するための環境整備」「データ利活用のための『標準規格』の確立」の取組を含めて、国民が医療情報を電子的に入手できる仕組みを始めとするデータ利活用のための包括的な環境整備に向けた検討を開始し、結論を得る。**

「国民の健康づくりに向けたPHRの推進に関する検討会」 で検討する情報の範囲の考え方

国民の健康づくりに向けたPHRの推進に関する検討会
(第1回：令和元年9月11日)「資料2」より抜粋

利用目的からの整理

PHR検討会では、「経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）」や「成長戦略フォローアップ（令和元年6月21日閣議決定）」に基づき、**個人の健康増進や行動変容の促進等を目的としたPHRを前提として、各論点について検討**する。

閲覧者	活用目的	論点			
		提供する情報	情報提供・閲覧の在り方		
			円滑な提供等	適切な管理	適正かつ効果的な利活用
個人とその家族等	個人の健康増進や行動変容の促進等 (PHR事業者を介した活用も含む。)	「経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）」や「成長戦略フォローアップ（令和元年6月21日閣議決定）」に基づき、 「国民の健康づくりに向けたPHRの推進に関する検討会」 で主に検討いただく範囲とする。			
プロフェッショナル (医療従事者等)	通常診療の効率化・質の向上				
	緊急時医療の効率化・質の向上				
研究者	研究開発の促進				

PHR（Personal Health Record）について

国民の健康づくりに向けたPHRの推進に関する検討会
（第1回：令和元年9月11日）「資料7」より抜粋

個人の健康診断結果や服薬履歴等の健康等情報を、電子記録として、本人や家族が
正確に把握するための仕組み（※成長戦略フォローアップ（令和元年6月21日閣議決定）より引用・一部改変）

※日本においては厳密な定義はされていない

本人の健康等情報

健康情報

（健診・検診情報）

- ・特定健診
- ・乳幼児健診
- ・がん検診
- ・学校健診
- ・後期高齢者健診
- ・妊婦健診
- ・肝炎ウイルス検診

- ・事業主健診
- ・骨粗鬆症検診
- ・歯周疾患検診

等

（生活習慣に関する情報）

- ・運動習慣（歩数等）
- ・飲酒
- ・喫煙
- ・食習慣
- ・睡眠時間

等

（その他）

- ・予防接種歴

等

医療等情報

- ・薬剤情報
- ・検体検査

等

※健康等情報ではないが、PHRと合わせて提供
することが効果的と考えられる情報について
も検討

PHRとして活用する健康等情報の種別や、その電子化・管理・保存の方向性の整理

情報を活用して、自身の健康状況を正確に把握できる環境の整備

想定される効果

- ① 本人の日常生活習慣の改善等の行動変容や健康増進につながる
- ② 健診結果等のデータを簡単に医療従事者に提供できることにより、医療従事者との円滑なコミュニケーションが可能となる

PHRの活用に関する論点として、以下のような点が考えられるのではないか。

(1) PHRとして提供する情報（情報の種別や提供範囲）

- ① 利用目的による整理
- ② 発生する情報の性質等による整理

(2) 情報提供・閲覧の在り方

- ① 円滑な提供等
- ② 適切な管理
- ③ 適正かつ効果的な利活用

(1) 提供する情報の考え方

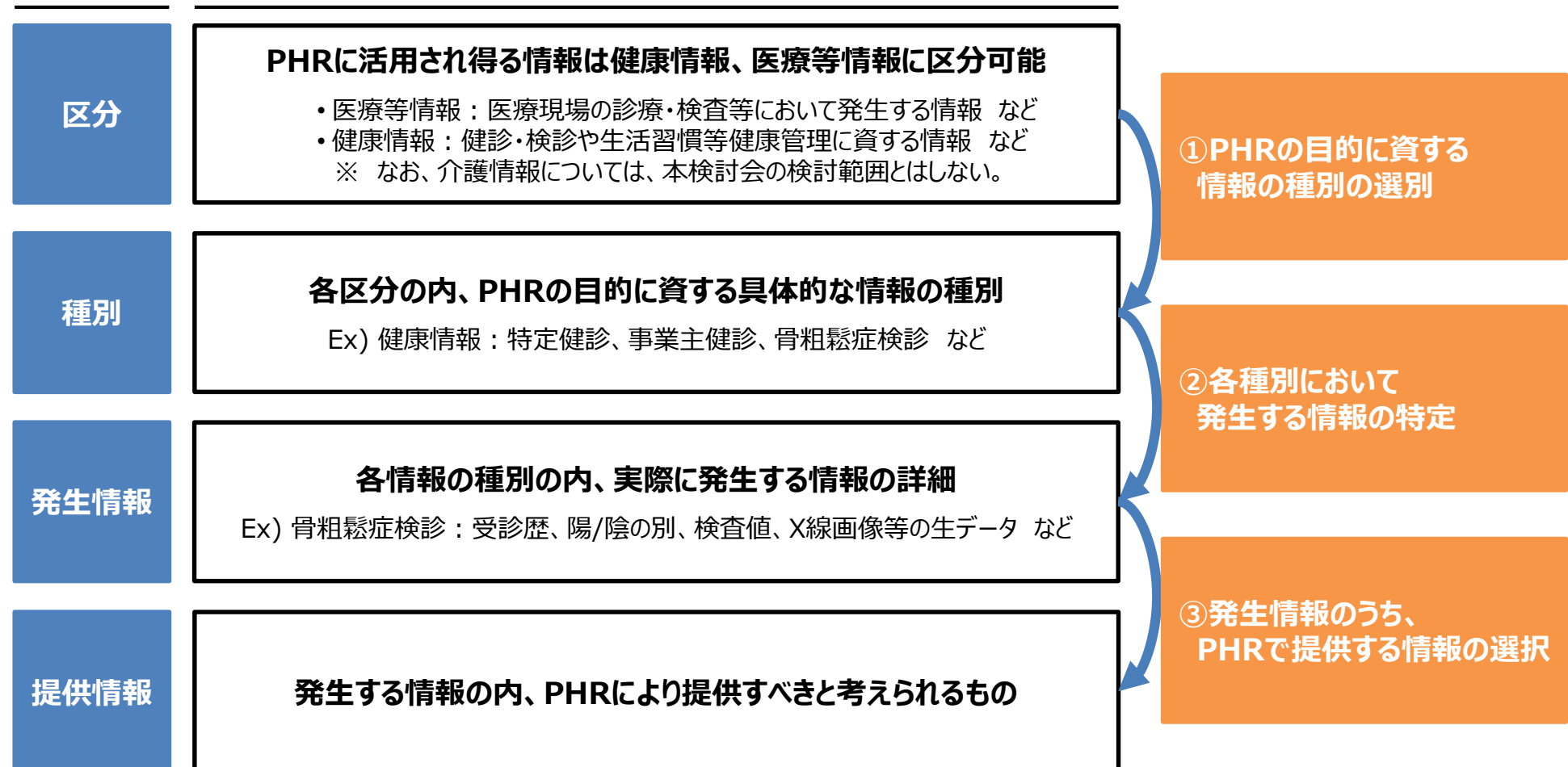
国民の健康づくりに向けたPHRの推進に関する検討会
(第1回：令和元年9月11日)「資料7」より抜粋

発生する情報の性質等からの整理

PHRに活用され得る情報について、以下 **4つの体系に整理し、段階的に検討を行う**ことで提供可能な情報を特定してはどうか。

情報の体系

本検討会における整理イメージ



情報提供等に関わる主体間の役割分担等の整理

- PHRとして情報提供等を行うに当たっては、国・自治体・公的機関や、民間事業者、また個人など様々な主体が関与することになる。
- 情報の提供や閲覧、保存方法等について、国・自治体・公的機関が主体となって整備する事項、民間や個人が主体となって整備する事項など、その費用対効果等を踏まえ、国・自治体・公的機関、民間又は個人の役割分担を含めて整理してはどうか。
- その際、個人の経済状況等によって格差が生まれないように、最低限のインフラは国・自治体・公的機関で整備すべきではあるが、その範囲も明確にしていくことが必要ではないか。

情報提供等の在り方に関する整理

情報提供等の在り方について、①円滑な提供等、②適切な管理、③適正かつ効果的な利活用の3つの視点から検討してはどうか。

①円滑な提供等

情報提供の方法、適切なデータ形式、電子化・標準化

②適切な管理

データの保存期間、保存主体・場所・方法

③適正かつ効果的な利活用

民間事業者のセキュリティ確保、及び事業者間の相互運用性等のルール

2019年9月11日

第1回 検討会立ち上げ

(検討内容)

- ・ P H R のこれまでの経緯
- ・ 各省庁ヒアリング
- ・ 今後の作業方針の整理

作業班を設置し、
「 P H R の推進に関する基本方針（仮称）」の素案を作成。

2019年度11月頃

第2回 基本方針の検討

(検討内容)

- ・ 「 P H R の推進に関する基本方針（仮称）」として、
P H R の目的・あるべき姿等の提示
- ・ P H R の現状把握(全国調査結果等を提示 等)
- ・ 今後整理すべき課題や作業方針の整理

**「 P H R の推進に関する基本方針（仮称）」を踏まえ、
作業班等の設置や既存の検討会等と連携し、
個別論点について整理。**

必要に応じて、追加的に開催

(イメージ)

- ・ 健診・検診情報の取扱い
- ・ **医療情報の取扱い（「医療等分野情報連
携基盤検討会」との連携）**
- ・ P H R 関連情報の利活用 等

2020年度早期

第3回 中間整理

P H R の推進に向けた今後の方策について、一定の結論を得るとともに、工程表等を策定。

骨太方針・成長戦略等に反映